

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 LTCのこどもの実態調査業務委託	13 その他代行	株式会社サーベイリサーチセンター	4,998,400	R8.8.18	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	新保健所庁舎への移転に伴う保健衛生システム端末機等機器一式移設、設定変更等業務委託	10 情報処理	NECフィールディング株式会社	2,640,000	R8.8.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度LTCのこどもの実態調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所

3 随意契約理由

LTCのこどもの実態調査の実施にあたっては、断続的な入院や通院を伴う生活を余儀なくされているこどもの生活実態及び支援ニーズを的確に把握し、必要な支援方策等を明らかにする必要がある。

そのためには、民間事業者が有する調査設計・実施に関するノウハウや豊富な経験を活用し、対象者の状況に配慮した適切かつ効果的な調査手法を検討・構築することが求められており、成果の質が受託者の専門性や経験に大きく左右されるため、価格のみで優劣を判断する競争入札には適さない。

以上のことから、当課が実施する公募型プロポーザル方式により事業者を選定した結果、株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所が最も高い評価を得て、契約相手方として最適と判断されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話 06-6647-0650）

随意契約理由書

1 案件名称

新保健所庁舎への移転に伴う保健衛生システム端末機等機器一式移設、設定変更等業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本市の保健衛生システム端末等機器（以下、「端末」という。）については、保守管理をはじめ不具合時等の対応（以下、「保守管理等」という。）も含めてNEC キャピタルソリューション株式会社と長期継続リース契約を締結している。その端末機等機器の保守はリース契約の中でアフターサービス・メンテナンス等の体制についての保守計画書により契約の相手方が委託しているNEC フィールディング株式会社が行うと定められているところである。

本契約は、大阪市保健所及び放射線技術検査所ほか2拠点に設置している端末について、建物を改修した新保健所庁舎へ移設するものである。

通常、リース物品に関しては、当初の設置条件や構成を前提にリスクや費用が設計されているため、移設を行った場合、移設後の保守管理を継続して受けられなくなるが、リース契約先の事業者が保守管理等を委託している事業者にさせる移設作業及び付帯作業についてのみ、移設後も当初と保守管理等を継続して受けることが可能である。仮にリース契約先の事業者が保守管理等を委託している事業者以外の事業者により上記業務を履行させ問題が生じた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、保健衛生システム用端末機等機器一式のリース契約の契約相手が委託している端末保守業者のみが受託可能業者となることから、上記契約相手方との間で特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所保健医療対策課